

1. はじめに

近年、障害福祉サービスを提供する事業所が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっております。

令和4年6月に取りまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」においては「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれがあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる」と指摘がなされました。

居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助（以下「施設等」という）において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が義務付けられました。（令和7年度以降は義務）

2. 会議の目的・役割

地域連携推進会議は施設等と地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体です。

- ・利用者と地域との関係づくり
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

地域連携推進会議を行うことで、事業所のサービスの質が担保され、それにより支援を受ける利用者にとっても良い影響があります。また、地域との連携が深まることで、地域における事業運営がしやすくなるなど、事業所、施設等にとっても大きなメリットがあります。さらに、従来から実施している虐待防止研修等の研修や個別支援計画が上手くいっているかを外部の方に見て頂く良い機会となります。

3. 会議の構成員と人数

会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設所在地の市長村担当者などで5人程度が望ましいです。会議の目的を達成するためには構成員には利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出をすることが重要です。なお、会議の構成員は施設の等への訪問を行っていただきますが、施設等を訪問した際、利用者の個人情報に触れる可能性があるため、構成員に、利用者の個人情報の秘密保持に関する約束をしていただくことが重要です。